

提案説明書

1 本書の趣旨

本書は、札幌市が実施する「札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務」の委託者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 企画提案の対象となる業務の概要

(1) 業務名

札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の背景、目的

動物園の運営目的や実施事業が総合的に定められた法律がないことから、札幌市が設置運営する円山動物園を始め、札幌市内の動物園が果たすべき社会的役割を明確に定め、その取組を促進するための条例として令和4年6月6日に札幌市動物園条例（別添1参照、以下「動物園条例」という。）を制定した。

本業務は、その動物園条例の制定趣旨や規定内容について市民、事業者等に分かりやすく伝え、動物園の社会的役割を浸透させるとともに、生物多様性の保全に貢献していくことを念頭においた「野生動物やその生息環境等に関する情報の展示」、「保全意識の醸成と保全への行動を促すための教育」、「生息域外保全のための繁殖」、及び「これらの取組のために必要な調査研究」等の活動に市民等が賛同するとともに、ボランティアや寄附によって参加協力する文化を醸成するための普及啓発媒体として制作する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

(4) 業務内容

業務の内容については、別紙1「札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がある。

(5) 提案業務の上限額

2,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員すべてが以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間

中でないこと。

- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

4 企画提案の内容

- (1) 業務の実施体制及び進行スケジュール

本業務の実施方針、実施体制（人員体制）、各媒体の制作手法、実施スケジュールを記載すること。

- (2) 各媒体の構成案等

別紙仕様書の各制作媒体について、下記5（1）イの企画提案書の留意事項を踏まえ、図やイラスト、サンプル画像を掲載するなど、コンセプト、デザインイメージがわかりやすいよう表記すること。

- (3) 各媒体で活用する基本のイラスト等2点

ア 条例の概念図（条例が目指す全体像）

札幌市、動物園（認定動物園も併記）、市民・事業者の3つの主体と相互の関係性を別添2「条例の概念図」を参考にし、新たなイメージイラストを提案すること。

イ 「自然と人が共生できる持続可能な社会」のイメージイラスト等

動物園条例第1条の目的に掲げる「自然と人が共生できる持続可能な社会」を表したイメージイラスト（写真又はその両方も可）を提案すること。

- (4) その他、本業務を実施するにあたっての必要事項や独自提案事項があれば記載すること。

- (5) 提案する企画内容の留意事項

企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

また、企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となるため、企画内容を評価しやすいよう具体的に分かりやすく記述すること。

本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。

5 提案方法等

- (1) 提出書類・提出部数

ア 参加意向申出書（1部）

様式1

イ 企画提案書（正本1部、副本8部）

自由様式とするが、各媒体の提案については、以下の留意事項に沿ったものとする。

媒体		留意事項
ポスター		A4縦・片面1枚でポスターデザインを作成すること（仕様書のA1サイズをA4に縮小したものとして提案する）。
パンフレット	一般向け	A4片面4枚以内で、各ページの構成、デザインイメージ等がわかるように作成すること。
	こども用	上記一般用に同じ。特に小学校3年生以下のこどもに伝わりやすいと考える表現方法その他工夫について明記すること。
リーフレット	条例全般	仕様書のとおりA4横・両面（短辺綴じ）1枚。表面、裏面の構成、デザインイメージ等がわかるように作成すること。
	基金	条例全般に同じ。
解説動画	概要版	A4縦片面（枚数は不問）とし、映像の構成案、内容（BGM、効果音、どのようなナレーターかも含む）、セリフ、時間を表記した絵コンテ又は動画により提案すること。
	詳細版	概要版に同じ。
	こども用	概要版に同じ。特に小学校3年生以下のこどもに伝わりやすいと考える表現方法その他工夫について明記すること。
各媒体で活用する基本のイラスト等2点	条例の概念図	A4縦片面の上半分（A5横サイズ）に条例の概念図、下半分に「自然と人が共生できる持続可能な社会」のイメージイラスト等を掲載すること。
	「自然と人が共生できる持続可能な社会」のイメージイラスト	

上記のほか企画提案書の業務名、提案者の法人名等の記載については、以下の事項に留意すること。

- (ア) 表紙をつけ、標題として「札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務企画提案書」と記載すること。
- (イ) 正本の表紙に法人名および代表者名を記載する。副本には法人名等は記載しない。
- (ウ) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」または「〇〇社」、氏名については「〇〇」、複数名を記載す

る場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、再委託予定先に関する記載がある場合も前述と同様の取扱いとすること。

ウ これまで制作した動画（参考動画）

解説動画の詳細版、こども用の提案内容を説明することを目的とする動画とし、提出は任意とする。本業務提案のために新規に制作することも可能。なお、提出する場合のデータ形式はMP4又はWindowsMediaVideoとし、概ね5分以内の動画をCD又はDVD（1枚）に保存したものとする。

エ 参考見積書（1部）

自由様式。積算根拠がわかるように内訳を明記し作成すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確約するものではない。また、上記2（5）に示す提案上限額の範囲内とする。

オ 再委託予定先の一覧（1部）

様式自由。本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部（動画など）を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

(ア) 会社名

(イ) 所在地

複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。

(ウ) 再委託する業務の範囲

(エ) 再委が必要な理由

(2) 提出期限

【参加意向申出書】

令和4年9月26日（月）【必着】

【提案書、参考動画、参考見積書、再委託予定先一覧】

令和4年10月3日（月）【必着】

(3) 提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1

札幌市環境局円山動物園経営管理課（動物園センター内）

※持参の場合は、事前に下記14連絡先の担当者まで電話又はEメールにより連絡すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類等については、電子媒体も含めて返却しない。また、期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。（軽微な修正は除く）

6 質問書の受付及び回答

本企画提案に関する質問は、「質問書（様式2）」を提出して行うものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和4年9月2日（金）～9月9日（金）

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務に関する質問」とすること。

ウ 提出先

札幌市環境局円山動物園経営管理課

Eメールアドレス：zoo.kanri@city.sapporo.jp

(2) 質問への回答

回答は、ホームページに随時掲載する。令和4年9月16日（金）17時まで、すべての質問に対する回答を掲載する（質問者名は公表しない）。

7 審査及び選定の方法

企画提案書は、「札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」において審査する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 上記「3 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、別紙2の「札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務企画競争評価基準（以下「評価基準」という。）」の評価項目「1 条例及び本業務の目的理解」に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認及び一次審査は、令和4年10月5日までに行い、その結果は確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査は、企画提案者が5者未満の場合、実施委員会委員長の決定により省略する場合がある。

(2) 二次審査

一次審査を通過した企画提案者に対し、二次審査としてヒアリングを実施する。

なお、時間、場所の詳細については別途通知する。

ア 日時

令和4年10月13日（木）（予定）

イ 会場

円山動物園 動物園プラザ

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者が実施委員会の各委員に対し提出書類をもとに提案説明をすることとし、それ以外の資料を使用することは不可とする。

(イ) 1者につき約15分（説明10分、質疑応答5分）を予定し、順次個別に行う。

(ウ) 出席者は1者につき3名以内とし、本業務の業務総括責任者は必ず出席する

こと

- (エ) ヒアリングの実施順については、実施委員会委員長が事前に決める。
- (オ) 審査は非公開とする。
- (カ) 審査に参加できない場合は、参加申し込みを取り下げたものとみなす。

エ 評価基準及び採点方法

各委員が、評価基準に基づき採点し、評価基準の記3審査方法に掲げる①から③までの要件を満たす企画提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者として選定する。

実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

オ 結果の通知

審査結果は、契約候補者選定後、速やかに二次審査参加者全員に電子メールで通知する。

8 契約について

契約は、選定された契約候補者と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画提案の性質上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積書の内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は「3 参加資格」を満たさなくなった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結する。

9 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり。

企画提案の公募開始	令和4年9月2日（金）
質問書の提出期限	令和4年9月9日（金）
質問書の回答日	令和4年9月16日（金）
企画提案参加意向申出書提出期限	令和4年9月26日（月）
企画提案書の提出期限	令和4年10月3日（月）
一次審査（書類審査）	令和4年10月5日（水）【予定】
二次審査（ヒアリング）	令和4年10月13日（木）【予定】
提案者への選定結果の通知	令和4年10月下旬

※各提出期限については、それぞれ期限日の17時までとする。

※一次審査は、応募者数が少数の場合には、省略することがある。

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を

受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、その理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

12 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変、書類の複製を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、予め提案者に通知することとし、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を制作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

13 その他留意事項

令和4年1月28日から2月28日まで実施した動物園条例(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)資料や札幌市円山動物園公式ホームページ内の動物園条例に関するページを参考に、動物園条例の制定趣旨や各規定内容をわかりやすく伝える内容を企画提案すること。

また、制作する普及啓発媒体の企画提案にあたっては特に動物園条例第14条の円山動物園における動物の展示及び教育活動の原則に沿って制作するよう留意すること。

<参考>札幌市動物園条例

(動物の展示及び教育活動における原則)

第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。
- (2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

※具体例は最終ページを参照

14 連絡先

札幌市円山動物園経営管理課 森山 電話 011-621-1426 FAX 011-621-1428

Eメール：zoo.kanri@city.sapporo.jp

＜参考＞動物の展示及び教育活動における原則について

① 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。

直接動物に触ることや人が持っているエサを動物が食べることなどを指します。

「野生動物」について適用するため、ヒツジや馬などの「家畜」は対象外です。

また、「展示や教育活動」において「利用者」に適用するもののため、飼育や治療等を行う関係者が飼育する野生動物に触ることは含まれません。



(過去に円山動物園で実施していた事例)

② 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとすること。

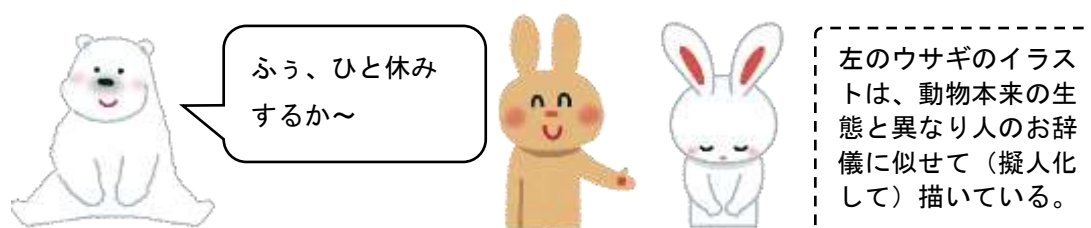
動物(家畜も含み、剥製など生きていないものも含む)に服を着せたり、自転車に乗せたりするなど、人間の姿や行動と同じことをさせようとするを指します。



(過去に円山動物園で実施していた事例)

③ 動物の本来の生態とは異なることを人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること

動物のイラストや写真に吹き出しを付けるなど、動物が人間と同じような感覚を持っているかのように誤解を与える掲示物などを指します。



さまざまな研究の中で、動物の行動や表情を人に置き換えて考えることが動物に対する関心を高める効果があるとしているものがあります。一方で、動物が擬人的に描かれた絵本などを幼少期からよく見ていると、その後、動物を人の特徴に当てはめて考えることが多くなるという研究結果もあります。こうした擬人的表現にはメリットやデメリットがあることを踏まえ、動物園は野生動物の生理・生態等を正確に伝える場であることから擬人的な表現は避けるべきと考えています(科学的に人と類似性が認められていることは除きます)。

この規定は、円山動物園における展示や教育活動を対象としているため、例えば、動物の生理・生態を研究する際に人に置き換えて考察することや、一般の擬人的表現を否定するものではありません(園内の売店食堂の営業や来園者の行動は対象外となります)。